

通知

新たな状況でのCOVID-19対策会議における人民委員長の結果

1. 2021年5月6日0時から以下の活動を一時停止する：

- 経営・サービス施設：娯楽施設、映画館、ジム、ヨガ、リハビリテーション施設、道路上での飲食・喫茶店、歴史遺跡、観光地、宗教・信仰施設

- 市内ゴルフ場は、感染地域からの顧客を迎えない。

- 屋内飲食店においては、消毒、手の殺菌、最低1メートルの間隔確保、共同物資の不使用、持ち帰り販売の奨励；保険省のガイダンスに従ってCOVID-19対策の感染対策を十分に実施していない場合、COVID-19対策を確保できるまで、活動を一時停止することが要請される。

- 公安局、各区・郡の人民委員会は、巡視・検査・規定に従った厳格な処分を行うため人員を動員する。

2. 不要な会議・セミナー・集会を中止する。開催する場合、出席者の人数を最小限に抑えるとともに、市の人民委員会に報告する。市民に対して、冠婚葬祭を行う場合、感染予防対策を行い、参加者を最小限に抑えるよう指導する。

3. 市内の集中隔離施設で医療隔離を受けている人について、

- 現行規定に従って入国者は、少なくとも21日間の集中隔離を実施しなければならない。集中隔離期間の終了後、居住地で引き続き7日間の隔離を行う。集中隔離期間中、少なくとも3回の検体採取（1日目、14日目、20日目）を行う。居住地での隔離の最終日に、もう1回検査を実施する。

- 集中隔離施設から戻ってきた時に、地区の保健センターへ通知して、感染予防対策の厳格な実施、自宅又は居住地での自主的健康監視を行う。

- 隔離期間が終了した人を企業、地区に引き渡す場合、各区・郡の人民委員会が中心となり、保健当局及び集中隔離施設とともに引渡し記録を作成し、医療機関又は企業が手配した移動手段を使用しなければならない；集中隔離期間が終了した人が引き続き自宅・居住地で7日間隔離をするために、自主的に当該地区に電話で連絡する。

- 各区・郡の人民委員会及び保健局が手順書及びガイダンスを作成し、集中隔離施設における規定の実施について案内する。

4. 市の公安局は、現地へ入ってくる違法入国者の検察を強化する。規定に従って違反を厳格に処分する。

5. 保健局

- 外国人の専門家、医療従事者等といったリスクの高い対象に対して、幅広い範囲で検査の実施を継続する。

- 越チェコ友好病院第2病院で集中隔離を受けている人に対する管理・観察を強化する。

6. 規定のとおり、外国人専門家の入国審査を厳に密実施し、感染予防対策を確保する。
- ハイフォン経済区管理委員会、労働傷病兵社会問題局は、感染予防に関する規定を違反した外国人労働者及び企業に対する労働許可の発給を中止する。

7. ゴクエン区人民委員会が中心となり、交通運輸省、保健局と協力してハイフォン駅に対して感染予防対策の実施をガイダンスする。

8. 感染予防対策に使われる検査セット、検査物資の追加調達に同意する。

9. 保健局、財政局は早急にワクチン調達書類及び手続きを完成する。

10. 本文書に記載されない内容は、引き続き2021年4月26日付の通達No. 2683/UBND-VX; 2021年4月30日付の通達No. 2803/UBND-VX及び2021年5月2日付の通達No. 161/TB-UBNDの指導に従って実施される。